

東京経済大学十一人会 規約

第1章 総則

第1条（目的）

東京経済大学十一人会（以下十一人会と称する）は、東京経済大学体育会アメリカンフットボール部出身者相互の親睦と東京経済大学体育会アメリカンフットボール部の発展に寄与することを目的とする。

第2条（事務局の所在地）

十一人会事務局は関東地区に置く。

第2章 事業

第3条（事業）

十一人会は本規約第1条の目的を達成する為、次の事業を行う。

1. 東京経済大学体育会アメリカンフットボール部が行う事業及び施策に対する協力
2. 日本アメリカンフットボール協会が行う施策に対する協力
3. 関東学生アメリカンフットボール連盟が行う施策に対する協力
4. 日本アメリカンフットボール審判協会が行う施策に対する協力
5. 十一人会において必要とする各種調査とその報告に関する事項
6. 会員相互の親睦並びに各種情報交換、講習会、見学会等の開催
7. その他総会で承認された事業

第3章 会員

第4条（会員の構成）

会員は、普通会员、特別会員、賛助会員で構成する。

1. 普通会员とは、東京経済大学体育会アメリカンフットボール部の出身者を言う。
2. 特別会員とは、東京経済大学体育会アメリカンフットボール部に関係した教職員や指導者及びこれに準じた者で、会員の推挙により総会において承認された者を言う。
3. 賛助会員とは、第3条に規定する事業に賛同・支援する個人または法人で、理事会において承認された者を言う。

第5条（会費・特別寄付）

1. 普通会员は定められた会費をその年度内に一括して支払うことを義務とする。なお、会費の支払いは口座振替、または現金によるものとする。
2. 普通会员の年会費は10,000円とする。但し、女性会員については5,000円とする。
3. 特別寄付（合宿寄付並びにその他寄付）の要請があった時、会員は誠意を以てその要請に応える努力をする。

第6条（会費の支払い期間と免除）

普通会員が次の各号に該当する時は年会費の支払を免除する。（但し、お支払い頂けるときには感謝を以ってお受けする。）

1. 会員が61歳を迎えたとき。
2. 万やむ得ない理由により支払いができない場合で、理事会が承認したとき。

第7条（除名）

会員が次号に該当するときは、理事会又は総会の決議を経て、会長は脱退の勧告を行う。従わない場合は除名する事が出来る。

1. 十一人会の事業を妨げ、そのほか著しく十一人会の目的に反する行為があった時。

第4章（役員）

第8条（役員構成）

十一人会には次の役員を置く

1. 会長（会の代表）
2. 副会長（会の準代表）
3. 理事
4. 監査
5. 事務局

第9条（職務）

役員職務を次のとおり定める。

1. 会長は十一人会を代表し業務を執行する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故がある時はその職務を代行する。
3. 理事はOBとの連絡をとりながらOBの意志を十一人会に反映させると共に、担当業務を執行する。
4. 監査は会計及び業務を監査する。
5. 事務局は理事の意を受け、その業務に協力し、十一人会の運営に貢献する。

第10条（役員等の選任）

役員選出方法は次のとおりとする。

1. 会長は理事会の推薦を経て、また副会長は理事会及び会長候補者の推薦により総会に於いて選出する。
2. 理事、監査、事務局は、会長の推薦により、理事会において選出する。
3. 理事会は各卒業年度に1名以上の連絡担当者を選任する。

第11条（役員任期）

役員任期は2年とする。但し、再任は妨げない。

第12条（名誉会長及び顧問）

十一人会は名誉会長及び顧問を置くことが出来る。

1. 名誉会長は、普通会员のうち十一人会に特に貢献のあった会員に会長が委嘱する。
2. 顧問は、満60歳以上の会員でかつ通算6年以上の十一人会役員経験者または、十一人会に貢献のあった会員の内から理事会の推薦により会長が委嘱する。
3. 名誉会長、顧問は会長の諮問に応じ意見を述べる。

第5章 協会理事・代表社員・審判、葵体育会理事、葵友会代議員、及び監督の選出

第13条（協会理事・代表社員・審判、葵体育会理事、葵友会代議員の選出）

会長は理事会の推薦を経て協会理事・代表社員・審判、葵体育会理事、葵友会代議員を選出する。

第14条（監督の選任）

1. 監督の選任は、理事会及び前任監督の推薦を経て会長が決定する。なお、監督は理事を兼務する。
2. コーチの選出は、新たに就任する監督の推薦と、理事会の承認をもって決定する。

第15条（その他各種委員の選出）

理事会の協議により決める。

第16条（任期）

1. 監督の任期は4年とする。但し再任は妨げない。
2. 各委員の任期は特に定めない。

第6章 会議

第17条（会議）

1. 十一人会の会議は総会、理事会、委員会とする。
2. 総会は通常総会、臨時総会とする。
3. 通常総会は事業年度終了後3ヶ月以内に開催し、臨時総会は次の場合に会長が招集する。
 - ・理事会が必要と認める時。
 - ・会員の1/3以上の請求があった時。
4. 総会の招集は開催日の20日前までに告知する。

第18条（総会の議長）

総会の議長は出席した会員のうちから選出する。

第19条（総会の議決）

1. 会員は総会において各1個の議決権を有する。
2. 総会の議決は出席した会員の過半数の同意により決定する。可否同数の場合は議長がこれを決める。

第20条（各種委員会）

十一人会の事業執行を円滑に運営するため、理事会の承認を経て各種委員会を置くことができる。

第21条（理事会、委員会の招集）

必要に応じて招集し、議長は会長があたる。

第22条（情報の開示）

会議での決定事項は文書、ホームページ等により担当理事が情報を開示する。

第7章 会計

第23条（経費）

十一会の運営に要する費用は会費及びその他の収入をもってこれに充てる。

第24条（会計年度）

十一会の会計年度は毎年1月1日から12月31日までとする。

第25条（会計監査）

十一会の収支決算は監査を経て通常総会において報告し、その承認を得なければならない。

付則

1. 本規約の改定は総会の決議による。
2. 本規約に定めのない事項については、理事会においてこれを定めることができる。
3. 本規約は平成14年4月1日より施行する。
4. 本規約は平成25年3月16日より一部改定し施行する。